

教第52号議案

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について
神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月26日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

令和7年度組織改正等に伴い、改正が必要であるため。

組織改正等に伴う規則の改正について

1. 概 要

組織改正等に伴い必要な規則の改正を行う。

2. 改正する規則

教育委員会規則

	規則名	改正概要
①	神戸市教育委員会事務局組織規則	・部の名称を削除 ・学校教育課および教科指導課統合による課の名称変更 ・「副局長」に関する規定を追加 ・学校教育課および教科指導課統合により事務分掌を統合 ・「こども日本語サポートひろば」の名称変更(変更後:「こども日本語サポートセンター」)
②	神戸市教育委員会職員職名規則	・補職名に「副局長」を追加
③	神戸市教育委員会公印規則	・部の名称を削除
④	神戸市大学奨学金基金条例施行規則	・部の名称を削除
⑤	神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則	・部の名称を削除
⑥	神戸市指導力向上審査委員会規則	・部の名称を削除
⑦	神戸市いじめ問題審議委員会規則	・部の名称を削除
⑧	令和元年度に発生 of 神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会設置規則	・部の名称を削除
⑨	令和 5 年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則	・部の名称を削除
⑩	令和 5 年度に発生 of 神戸市立中学校いじめ問題調査委員会設置規則	・部の名称を削除
⑪	令和 3 年度に発生 of 神戸市立小学校児童不登校事案に関するいじめ問題調査委員会設置規則	・部の名称を削除

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年 4 月教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前		
第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第17条第 2 項の規定に基づき、神戸市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織は、次のとおりとする。		第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第17条第 2 項の規定に基づき、神戸市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織は、次のとおりとする。		
課及び課に相当する室	係	部	課及び課に相当する室	係
監理室	[略]		監理室	[略]
総務課	[略]	総務部	総務課	[略]

教職員人事課	[略]
教職員給与課	[略]
学校経営支援課	[略]
学校環境整備課	[略]
健康教育課	[略]
学びの推進課	
児童生徒課	[略]
特別支援教育課	[略]

第2条 事務局に事務局長、教育次長、副局長及び地区統括官を、部に部長を、課に課長を、課に相当する室に課に相当する室長を、係に係長を置く。

2～5 [略]

6 副局長は、上司の命を受け、事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に属する事務を

	教職員人事課	[略]
	教職員給与課	[略]
学校支援部	学校経営支援課	[略]
	学校環境整備課	[略]
	健康教育課	[略]
学校教育 教育部	学校教育 課	管理係 人権・教育振興係
	教科指導 課	初等教育係 中等教育係 学校図書係
	児童生徒課	[略]
	特別支援教育課	[略]

第2条 事務局に事務局長、教育次長及び地区統括官を、部に部長を、課に課長を、課に相当する室に課に相当する室長を、係に係長を置く。

2～5 [略]

総括し、当該所掌事務に従事する職員を指揮監督する。

7～12 [略]

13 局長、副局長、部長、課長、係長及び総括班長の所掌事務は、教育長が定める。

第6条 事務局長及び教育次長に事故あるときは、所管の局長、副局長又は部長が、その事務を、代理又は代決し、事務局長及び教育次長が欠けたときは、副局長又は教育委員会があらかじめ指定する職員が、その事務を代理する。

2 局長、副局長又は部長に事故があるときは、所管の副局長、部長又は課長がその事務を代決する。

3 [略]

第14条 学びの推進課は、次の事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育課程等に関すること。

(3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること。

(4) [略]

6～11 [略]

12 局長、部長、課長、係長及び総括班長の所掌事務は、教育長が定める。

第6条 事務局長及び教育次長に事故あるときは、所管の局長又は部長が、その事務を、代理又は代決し、事務局長及び教育次長が欠けたときは、総務部長又は教育委員会があらかじめ指定する職員が、その事務を代理する。

2 局長又は部長に事故があるときは、所管の部長又は課長がその事務を代決する。

3 [略]

第14条 学校教育課は、次の事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 幼稚園及び高等学校の教育課程等に関すること。

(3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること (教科指導課の所管に属するものを除く。)。

(4) [略]

(5) 小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。

(6) 学校教員の指導力向上に関すること。

(7) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の国際教育に関すること。

(8) 学校における読書指導及び学校図書館の運営に関すること。

(9) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。

(10) 情報教育の推進に関すること。

(11)～(15) [略]

(16) こども日本語サポートセンターに関すること。

第15条 削除

(5) 高等学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。

(6)～(10) [略]

(11) こども日本語サポートひろばに関すること。

第15条 教科指導課は、次の事務を分掌する。

(1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程等に関すること。

(2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること。(学校教育課の所管に属するものを除く。)

(3) 小学校、中学校及び義務教育学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。

(4) 学校教員の指導力向上に関する

	<u>こと。</u> <u>(5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の国際教育に関すること。</u> <u>(6) 学校における読書指導及び学校図書館の運営に関すること。</u> <u>(7) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。</u> <u>(8) 情報教育の推進に関すること。</u>
--	---

（教育委員会職員職名規則の一部改正）

第2条 神戸市教育委員会職員職名規則（昭和27年5月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第4条第1項関係）		別表第1（第4条第1項関係）	
補職名	職名	補職名	職名
事務局長、教育次長、局長、 <u>副局長</u> 、 <u>地区統括官</u> 、部長、所長、課長、室長、学校法務専門官、係長、総括班長、調査	[略]	事務局長、教育次長、局長、地区統括官、部長、所長、課長、室長、学校法務専門官、係長、総括班長、調査役、専門役、	[略]

役、専門役、統括官、専門官、総括主幹教諭		統括官、専門官、総括主幹教諭	
[略]	[略]	[略]	[略]

(教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(電子計算機による公印) 第13条 [略] 2 前項の規定により、公印の押印に代えて、電子印を使用する場合は、次に掲げる手続きによる。 (1) [略] (2) 総務課長は、前号の申請を承認するときは、学校経営支援課課長（情報監理担当）と協議の上、電子印影の不当な使用、更新、破壊等を防止するシステム機能等を措置した上で、第6号様式による電子印使用承認書を交付する。	(電子計算機による公印) 第13条 [略] 2 前項の規定により、公印の押印に代えて、電子印を使用する場合は、次に掲げる手続きによる。 (1) [略] (2) 総務課長は、前号の申請を承認するときは、<u>学校支援部</u>学校経営支援課課長（情報監理担当）と協議の上、電子印影の不当な使用、更新、破壊等を防止するシステム機能等を措置した上で、第6号様式による電子印使用承認書を交付する。

（大学奨学金基金条例施行規則の一部改正）

第4条 神戸市大学奨学金基金条例施行規則（昭和62年3月教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課」を「神戸市教育委員会事務局学校経営支援課」に改める。

（教育委員会職員分限懲戒審査会規則の一部改正）

第5条 神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則（平成25年3月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第10条 審査会の庶務は、教育委員会事務局教職員人事課において処理する。	（庶務） 第10条 審査会の庶務は、教育委員会事務局 <u>総務部</u> 教職員人事課において処理する。

（指導力向上審査委員会規則の一部改正）

第6条 神戸市指導力向上審査委員会規則（平成25年3月教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教職員人事課において処理する。	(庶務) 第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局 <u>総務部</u> 教職員人事課において処理する。

(いじめ問題審議委員会規則の一部改正)

第7条 神戸市いじめ問題審議委員会規則(平成26年3月教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 審議委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒課において処理する。	(庶務) 第10条 審議委員会の庶務は、教育委員会事務局 <u>学校教育部</u> 児童生徒課において処理する。

(令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会設置規則の一部改正)

第8条 令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会設置規則(令和5年6月教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は

は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （３）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒課において処理する。	（庶務） 第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局 <u>学校教育部</u> 児童生徒課において処理する。

（令和５年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則の一部改正）

第９条 令和５年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則（令和６年１月教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （３）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒課において処理する。	（庶務） 第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局 <u>学校教育部</u> 児童生徒課において処理する。

（令和５年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題調査委員会設置規則の一部改

正)

第10条 令和5年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題調査委員会設置規則（令和6年2月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒課において処理する。	(庶務) 第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局 <u>学校教育部</u> 児童生徒課において処理する。

（令和3年度に発生の神戸市立小学校児童不登校事案に関するいじめ問題調査委員会設置規則の一部改正）

第11条 令和3年度に発生の神戸市立小学校児童不登校事案に関するいじめ問題調査委員会設置規則（令和6年3月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒課において処理する。	(庶務) 第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局<u>学校教育部</u>児童生徒課において処理する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。